

夜間対応型訪問介護 ゆい 料金表

※令和6年4月～令和6年5月

【 夜間対応型訪問介護 】

◎横浜市 2級地 11.12円 ◎下記処遇改善加算 20.3%

項目	単位数	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
基本夜間対応型訪問介護費（1月）	989	1,323円	2,646円	3,969円
定期巡回サービス費（1回）	372	497円	995円	1,492円
随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回）	567	758円	1,516円	2,275円
随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回）	764	1,022円	2,044円	3,066円

【 加 算 】

◎横浜市 2級地 11.12円 ◎下記処遇改善加算 20.3%

項目	単位数	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
24時間通報対応加算	610	816円	1,632円	2,448円
介護職員処遇改善加算				
・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※1	介護報酬総単位数 × 13.7%			
・介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）※2	※1を除く 介護報酬総単位数 × 4.2%			
・介護職員等ベースアップ等支援加算	※1,2を除く 介護報酬総単位数 × 2.4%			

- 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）
利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定単位数を算定する。
- 定期巡回サービス費（1回につき）
利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、定期巡回サービスを行なった場合に、所定単位数を算定する。
- 随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき）
利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービスを行なった場合に、所定単位数を算定する。

● 随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき）

次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。

- イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ハ 長時間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行なう場合
- ニ その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれかに準ずると認められる場合

【 その他の費用 】

項 目	金 額	内容の説明
交通費	実 費	通常の事業の実施地域を超えて行う場合の交通費

夜間対応型訪問介護 ゆい 料金表

※令和6年6月以降

【 夜間対応型訪問介護 】

◎横浜市 2級地 11.12円 ◎下記処遇改善加算 22.4%

項目	単位数	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
基本夜間対応型訪問介護費（1月）	989	1,346円	2,692円	4,038円
定期巡回サービス費（1回）	372	506円	1,012円	1,518円
随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回）	567	771円	1,543円	2,315円
随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回）	764	1,039円	2,079円	3,119円

【 加 算 】

◎横浜市 2級地 11.12円 ◎下記処遇改善加算 22.4%

項目	単位数	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
24時間通報対応加算	610	830円	1,660円	2,490円
介護職員処遇改善加算				
・介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数 × 22.4%			

- 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）
利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定単位数を算定する。
- 定期巡回サービス費（1回につき）
利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、定期巡回サービスを行なった場合に、所定単位数を算定する。
- 随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき）
利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービスを行なった場合に、所定単位数を算定する。

● 随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき）

次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。

- イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ハ 長時間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行なう場合
- ニ その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれかに準ずると認められる場合

【 その他の費用 】

項 目	金 額	内容の説明
交通費	実 費	通常の事業の実施地域を超えて行う場合の交通費